

報告第21号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年10月29日 報 告
守谷市長 松丸修久

報 告	頁 数
21号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月3日

守谷市長 松丸修久



1 和解の相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日

令和6年9月12日

(2) 事故発生場所

守谷市○○○○○○○○○○○○○○○

(3) 事故の概要

同日午前9時50分頃、上記箇所にて、市職員による乗用芝刈機を使用した除草作業によって、跳ねた小石により、沿線の○○○○○○○○の窓ガラスを1枚割ってしまった。

(4) 損害賠償額

33,000円

報告	頁数
21号	2